

3 障害福祉サービスを利用する方へ

障害福祉サービスを利用するにあたっては、サービス等利用計画の作成が必須です。
ここでは、サービス等利用計画とはどのようなものか説明していきます。

サービス等利用計画とは何ですか？

ご本人やご家族の希望する生活の実現や目標の達成に向けて、
障害福祉サービスを有効に活用するために作成するものです。



施設が作る「個別支援計画」と 「サービス等利用計画」の違いは何？ どちらも「計画」だけど・・・？

「サービス等利用計画」は、その方の生活全体の課題や目標を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせなどについて総合的に計画するものです。生活介護や就労継続支援B型等の通所施設がつくる「個別支援計画」はサービス等利用計画の全体目標をもとに、施設ごとに作成する個別の計画となります。

サービス等利用計画は誰が作りますか？

相談支援の専門研修を受けた「相談支援専門員」があなたの
サービス等利用計画の作成をお手伝いします。相談支援専門員は
計画を作るほか、様々な相談にも対応します。（裏面一覧参照）
※計画は、セルフプラン（自己作成）も可能です。

セルフプランをご希望する場合は、障がい福祉課までご連絡ください。



サービス等利用計画を作るのに 費用はかかりますか？

計画の作成に利用者負担はありません。
作成する相談支援事業所には市から報酬（給付費）が支払われます
（計画作成時及びモニタリング時）。

指定特定及び指定障害児相談支援事業所一覧

事業所名	住 所	電 話 番 号	障がい者	障がい児
シンフォニーあわの	下永野 236-5	0289-74-7360	○	×
えすこーと	茂呂 2525-3	0289-77-5316	○	×
きぼう	武子 1566	0289-64-3011	○	○
鹿沼市あおば園	日吉町 320-1	0289-63-8309	×	○
せいわ	千渡 1598	0289-64-0070	△	×
鹿沼市社会福祉協議会	万町 931-1	0289-62-4127	○	○
アシスト	上奈良部町 12-1	0289-77-5288	○	×
ちーくあっぷ JOIN	晃望台 25	0289-78-5039	×	○
あおぞら	千渡 2297-4 サニーハウスみなみはら B202	080-9508-7945	○	○
すぷらうと	上奈良部町 23	090-3254-1965	○	×
ハニースマイル	村井町 330-3	0289-77-5588	○	×
にてんす	千渡 1893-1	0289-60-3327	○	○
日々草	西茂呂 3-21-6	080-8750-2428	○	○

* ○は身体障がい・知的障がい・精神障がい対象

* △は精神障がい対象